

固定資産の値引き

Q : 当社は、前期に1千万円で取得して使用している機械（当期首の帳簿価額は850万円）について、今期になってから200万円の値引きを受けました。

ところで、この値引きを受けた200万円は、どのように処理すればよいのでしょうか。

A : 一定の金額までは帳簿価額を修正することができます。

【解説】

法人の有する固定資産について、値引きがあった場合には、値引金額を未償却残額から全額控除するのではなく、次の算式により計算した金額の範囲内で、その値引きのあった日の属する事業年度の確定した決算において、その固定資産の帳簿価額を減額することになります。

$$\text{値引額} \times \frac{\text{値引直前の固定資産の帳簿価額}}{\text{値引直前の固定資産の取得価額}}$$

したがって、ご質問の場合、帳簿価額から控除することができる金額は、170万円となります。

また、値引額200万円と減額する170万円との差額30万円は、前期損益修正益として益金の額に算入されます。

なお、帳簿価額を減額しないで、値引額200万円を全額益金の額に算入することもできます。

